

構造改革特区の共同提案について共同記者会見概要

- 【日 時】 平成 22 年 11 月 15 日（月） 17 : 30～17 : 50
【場 所】 都道府県会館 6 階 知事室
【出席者】 麻生全国知事会会長（福岡県知事）
山田地方分権推進特別委員会委員長（京都府知事）

【構造改革特区の共同提案について】

（山田京都府知事）

今日は私の方から、片山地域活性化担当大臣に特区の共同提案書を提出させていただきました。47の都道府県知事全員の連携という、特区制度創設以来初めてというような形になりましたし、提案の中身につきましても、一番少ない提案でも35の都道府県、一番多いのでは47の都道府県が入って、提案をさせていただきました。それぞれに、重要な項目について提出させていただいたところでもあります。義務付け・枠付けの現状は、とにかく地方公共団体を信用しない、または地域の実情を無視している、さらには、過剰な規制、関与という中央集権の象徴のような制度。私どもは、こういったものに対して47都道府県の知事がまさに一揆を起こしたというふうな表現をとらせていただきましたけれども、単なる特区の申請ではなくて、今の義務付け・枠付けに対する抗議の姿勢として徹底した形で今回行ったものでありますし、今日は片山大臣に対しても、大臣がいつも非難するように、知事会が要望団体として金をよこせというような話を持ってきたのではなく、お金はいらぬ、責任をいただきたいということで申し上げたところでもあります。

大臣からは、規制には地方自治体そのものを縛る規制と、弱者、声の小さい人たちの立場を守るために地方自治体を縛る規制があるので、そうした意味を考えて、地方自治体そのものを縛る規制は取り払うし、後者はできるだけなくしてもいいけれども最低限のことは考えていかなければいけないということで、分類して対応したいという話がありました。

私どもといたしましては、地方自治体を縛る規制の方は本当に単なる地方不信であると思います。別に地方が自由に仕事をするわけではなくて、議会を通じて条例を制定するなど住民の皆さんの声を反映する形でこれをやろうとしているわけですから、住民の声を聞かない形になっているものについて直していただきたいということをおっしゃっているのです。基本的には地方不信に対するものだというふうに思っていますし、その規制自身が、あまりにも我々の庶民感覚とかけ離れている。橋下知事がよく言っている保育ママの9.9㎡とか、保育の基準のところなんかでも、箆笥があってもいいけども、お父さんの部屋だったらだめだとか、わけのわからないような実情を無視した、日本の住

宅事情を無視したようなものは、現場を知らないだけの話でありますから、弱者を守るためでも何でも無い、単に現場を知らないだけだというふうに思っております。また、廊下の幅まで規制しているような本当に過剰な規制。こうしたものが非常に今の医療や介護の現場をかえって阻害している。例えば障害者の自立訓練をするところでも、20人と限ってしまう必要はどうしてあるのだろうかということを考えますと、過剰な規制関与がまさに無駄の象徴になっているということでもありますので、私は単に実情を踏まえた形に、地域ごとに決められるようにしてほしいということもこれから主張していきます。そしてそれが本当の意味で住民の皆さんのためになる。これは、奴隷解放みたいなものだと思います。直轄負担金で奴隷扱いをされ、そして、この義務付け・枠付けでも奴隷扱いをされている。しかしよく考えると、実は、霞ヶ関に奴隷扱いをされているのは住民じゃないかということも、もう一度訴えておきたいと思っております。

大臣のほうからは、これについては今までの事務レベルではなくて、事務レベルを超えた形でその改善に向かって行動をするという力強い言葉をいただきました。今、関連3法案自身もあまり進まない、出先機関の問題もあまり進まないという状況で、本当に民主党の地域主権改革が正念場に来ていると思います。そうした時に、この特区の共同提案に対する回答如何によっては本当に、地域主権改革に関して民主党は国民に対して嘘をついたのではないかということも指摘されざるを得ない状況に追い込まれると思いますし、私たちはそこまでしっかりと見届ける責務を持って今回共同提案をさせていただいたとことであります。私からは以上です。

<質疑応答>

(記者)

今回23項目の共同提案があるわけですが、その中で仮に国側が認められないと、その項目については認めないというふうに回答してきた場合は、知事会としてどう対応されるのでしょうか。

(山田京都府知事)

私たちは政治活動としてやっています。まず、民主党の地域主権の姿勢に対して徹底的に不信をもってこれから対応することになるし、今までマニフェストを通じて地域主権改革を言ってきたのはいったい何だったのかということについて糾弾をしていかなければならないと思っています。そしてその上で、我々のこうした意見、しっかりとした地域主権改革を踏まえた提案を無視をするのであれば、今後、国からの提案といったものについても、我々は決意をもって臨まなければいけないと思っておりますけれども、そこは、まだ国からの回答が示されていない中で、あれをするこれをするということではなく、麻生会長の方でもそこまで踏み込んだ形のものはないと思います。国の出方を

見て、しっかりとした対応をすることになると思っています。ただ、47都道府県知事が、そろって提案をしたという重みだけは考えていただかないと、地域主権について国と地方のはずが合わなくなってくるなという感じがしております。

(麻生全国知事会会長)

今のご質問について言うならば、我々の特区申請を受け入れないというのであれば、その理由は何なのかということがもちろん大事になってくるわけですが、その理由が、今まで通りの、国でやらなければ全国の水準が維持できないとか、今まで常套手段で使われていた理由をまた使ってくるのではないかと思いますと、そういうのは全くいらないと思いますね。我々はなぜこういうことを言っているのかといたら、それぞれの地域に合ったやり方をしたいと、全国一致ではだめだと言っているのですから。それを全国一致でないだめだという論理だと、全くもう、真正面衝突になってしまうのですよね。そういう回答はないというふうに考えていますけど。

(記者)

今日大臣の方に提出されましたけれども、回答をとりあえず待つことになるのかなと思いますけれども、回答を待つ間何かまた知事会としてアクションを考えていらっしゃるのでしょうか。

(山田京都府知事)

基本的には、これから全国知事会議もありますし、その場には政府の方も、総理が出てこられるわけですから、そうした場をしっかりとつかまえて、まず訴えていく。そして回答を急がせる。基本的なスタンスを是非とも聞きたいというふうに思っておりますし、今日は片山地域活性化担当大臣でしたけれども、菅総理からもそうしたスタンスをお聞きできればありがたいと思っております。そうしたことを我々としては、手順としていきたいと思っております。

【地域主権関連三法案の早期成立について】

(麻生全国知事会会長)

では、私のほうから、別のことでいいですか。我々は、今国会においてはいわゆる、地域主権関連三法案、これが国会に継続審議となっているわけですが、これを是非今国会で通してもらいたいということを強く要請をしてきておるところであります。

国会も補正予算の成立に向けて動き始めているんですが、なかなか地域主権関連三法案の取り扱いについては、まだ具体的な話し合いが済んでいないというような状況であると聞いております。先ほど山田知事が言いましたけれども、地域主権についてこれだけ一丁目一番地と言いながら、この一年間何が実際に進んだのかということになると、

確かに地域主権戦略大綱が閣議決定され、方針は決められました。あとは、大きな成果というのは、国会に地域主権関連三法案を提出されましたけれども、提出しただけでは成果にならない。ちゃんと可決・成立した時に初めて成果となる。そのような意味で、一丁目一番地と言いながら具体的な成果に非常に乏しい。なんとしましても、この地域主権関連三法案を今国会で通してもらいたい。これはまさに、この政権の旗印である地域主権を実現するという政権の進展度、本気度、これを試すというか、問われているというふうに思います。そういう意味で今日もいろいろな国会関係者とも会って話をしましたけれども、なんといいましてもこれは、総務大臣はじめ、その政府が一生懸命やらなければならないわけで、我々側からいろいろ野党に話をしても、肝心要の政府・与党がしっかりやらなければならない問題でありますから、是非、政府・与党が一段の努力をすべきであるということを強く求めたいと思います。

(記者)

今に関連してなのですが、地域主権3法もそうですし、山田知事が先ほどおっしゃった出先機関についても、まだ具体的な成果がないという中で、だんだん年末になってきて、次の地域主権戦略会議の日程もまだ決まっていない。そして与党は例の尖閣ビデオ問題でごたごたしているというところで、地域主権改革が、黄色信号がともってきたのかなという感じがするのですが。

(麻生全国知事会会長)

やはり、これは、具体的な成果というのは法案の成立であります。本当は先の通常国会で通しておかないといけなかったものであり、継続審議となっているのだから、これを通すことが、いろいろな言葉を100重ねるよりも、地域主権という言葉を重ねるよりも、一番具体的な成果だと思います。

(山田京都府知事)

確かに、今、会長からもお話がありましたように、一年間経って成果というのが方針しかないんですよ。地域主権改革に対すると言いますか、民主党の政権の施策実現能力について、今、黄色信号がともっているんじゃないか。そこに対して国民自身も、本当に進んでいくんだろうかという不安を様々な面で持っているように、我々地方公共団体も、どうも進歩がないなというか。

(麻生全国知事会会長)

成果がない。

(山田京都府知事)

成果がないなど。

法案を通すことはできるんですよ、野党もこれについては反対していないんですから。だから、きちっと話し合いの場を持ってみんな集まれば誰も反対できない法案なんですよ、もともと。この法案については、マニフェストで与党も野党も全部掲げたんですから。それについて、具体的な動きが見えないところに我々は非常に、今、怒りと言いますか、呻吟を抱えているところなんですね。そこを分かっていたいただきたいと思います。

(麻生全国知事会会長)

もっと政府がしっかり国会対策をやらなければならない。こちらばかりやってもつまらぬのにね。肝心要の本家がやらないとね。

(山田京都府知事)

誰も反対していない法案ですから、通すのに、問題点をしっかり明らかにすればいいだけの話です。言葉の問題だったら、言葉を直せばいい話ですから。それがどうもはつきりしてこないのと、この前どこの新聞とは言いませんですけども、重要法案の中に地域主権関連3法案がなかったんです。これ大変重要な法案なので、それぞれの地域で住民の皆さんが地域に応じて暮らせるようにするための、義務付け・枠付けの見直しや国と地方の協議という、一丁目一番地の話なので、特にこのクラブの皆さんから書いていただかないといけない問題なので、よろしくお願いします。

(記者)

菅総理の地域主権に対する思いが、なかなか伝わらないという声をよく聞くんですけども、菅さんの考え方についてはどのように思われますか。

(麻生全国知事会会長)

菅総理のもとで、国と地方の協議を2回実施いたしました。菅総理は、一貫して、重要な民主党の基本政策ですと、これは何としても実現しないといけないと考えていますと強調しておられる。総理として言った以上は、その実のある行動が行われて、実が上がるということが非常に大事なんですね。

(山田京都府知事)

総理は忙しいのはわかる。ただ、周りの霞ヶ関が動いていない。見事なまでに、言われぬ限りはでやらない姿勢をとりつづけているのは事実。政治主導といっているのだから、そこは政務三役が中心となり、きちんと言っていかないと。省庁と一体になるのではなく、政治主導でこの特区についてもしっかりとやっていく決意を示さないと、これは全然進まないと言うことを申し上げたい。

(記者)

片山大臣は政治主導で前向きに議論したいとおっしゃっていたが、それについては？

(山田京都府知事)

それを信じたい。片山大臣も、「特区については現役の知事時代に非常に歯がゆい思いをした」旨の話をしていた。そういう知事時代の経験を踏まえ、動いていただけると信じている。

(以上)